

第5章 産業連関表（生産者価格評価表）作成作業の概要

1 対象期間と地域的範囲

（1）対象期間

平成23年（2011年）1月から12月までの1年間を対象期間として作成した。

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

対象年次は、通常、西暦年の末尾0か5の年であったが、今回表については、重要な基礎資料となる経済センサス活動調査が平成23年（2011年）を対象年次として実施されたことを受け、平成23年（2011年）を対象とする表として作成した。

（2）地域的範囲

埼玉県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

ただし、「家計消費支出」のみは、埼玉県内での消費活動ではなく、埼玉県民の消費活動を対象とした県民概念で表章している。その上で、下表のとおり計上し、県内概念に変換することを可能としている。

家計	消費者	消費地	部門
居住者家計	埼玉県民	埼玉県外（日本国内）	（控除）移入
		海外	（控除）輸入（直接購入）
非居住者家計	県外居住者（日本国内）	埼玉県内	移出
	海外居住者		輸出（直接購入）

2 記録の時点と評価の単位

（1）発生主義と現金主義

発生主義	生産活動や取引が実際に行われた時点で記録すること
現金主義	現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録すること

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常、タイムラグが生じる。このため、産業連関表を現金主義で記録した場合、二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。

（2）産業連関表での取り扱い

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、二面等価を維持するために、原則として「発生主義」によっている。

財・サービスの生産活動や取引	<ul style="list-style-type: none"> ・財⇒対象年次中に生産されたもの ・サービス⇒対象年次中に提供されたもの
中間生産物（例えば、原材料）の取引	<ul style="list-style-type: none"> ・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点） 列部門が中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは「在庫」として扱われる。
最終需要部門への産出	<ul style="list-style-type: none"> ・消費支出（「家計外消費支出」、「民間消費支出」、及び「一般政府消費支出」） ⇒原則として売買行為が成立した時点。財の引渡しの遅延の有無を問わない。 ・「国内総固定資本形成」 ⇒資本財の引渡しが行われた時点 ・「在庫純増」 ⇒生産者または流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点 ・「輸出（普通貿易）」・「輸入（普通貿易）」 ⇒関税当局の通関許可が行われた時点
生産期間が1年を超える財（長期生産物）	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」として計上する。 「完成品の生産額＝完成品の金額－前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額」となる。 ・自己勘定（自家用に使用されるもの） ⇒対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」に計上 ・建設物 ⇒所有権の移転がなくても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上 ・動植物の育成成長 ⇒資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）は「国内総固定資本形成」に、それ以外の育成成長分は「半製品・仕掛品在庫純増」に計上
生産期間が1年を超えるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

（3）評価の単位

「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価する。

投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能であるため、「数量」で評価する方法はとらない。

3 部門分類

(1) 部門分類の原則

行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類している。

生産活動単位による分類とは、具体的には、投入係数によって表される投入構造の類似性に着目して行う分類である。

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、どの産業で生産されたものであっても、同一の部門に格付ける。
- ② 同一の商品であっても生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば火力発電と水力発電）。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。

内生部門の行部門と列部門とは、多くは1対1で対応している。しかし、基本分類においては下表のような例外がある。

	列（生産工程）	行（商品）
同一のアクティビティから単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合 ↓ 1つの列部門に複数の行部門が対応	石油製品	ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ :
異なるアクティビティから同一の商品が生産されている場合 ↓ 複数の列部門に1つの行部門が対応	事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電	事業用電力

(2) 生産活動主体分類

産業連関表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを意図して生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、産業連関表では、このほかに、政府機関や非営利団体から供給される次の①または②に掲げるような財・サービスについても「商品」の1つとして、記録の対象に含まれている。

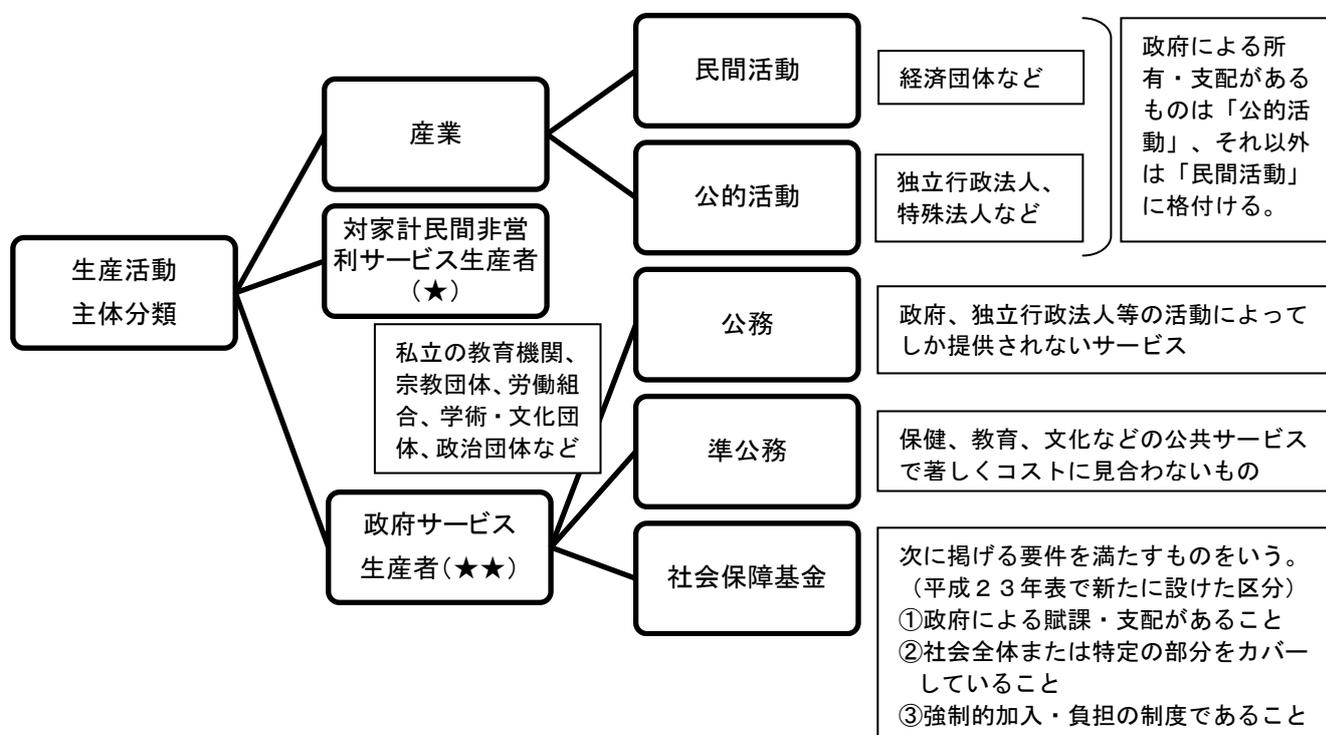
- ① コストに見合わない価格または無償で提供される財・サービス

② 市場において販売されない財・サービス

産業連関表では、これら様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティ・ベース）によって分類することを原則としており、そのままでは商品の生産・供給主体（つまり、政府機関、非営利団体及び産業）の相違についてまで考慮するものとなっていない。

そこで、次の①～③のように、基本分類については商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」による分類機能を付与している。

- ① 政府サービス生産者
⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者
⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業
⇒ 無印



(ア) 産業

「産業」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう。

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有または支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けている。「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方自治体の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有または支配の関係が存在するものが該当する。

また、次にかかげるものも「産業」として扱っている。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として取り扱う。
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も「産業」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、「産業」（対企業民間非営利サービス生産者）として扱う。

（イ）対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の①～④の要件を満たす団体をいう。具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体等が該当する。

① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
② 活動内容に市場性がないこと
③ 政府による所有・支配がないこと
④ サービスの提供先が専ら家計であること

（ウ）政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、原則として以下のものをいう。

区分	要件
「社会保障基金」	<ol style="list-style-type: none"> ① 政府による賦課・支配があること ② 社会の全体または特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
「社会保障基金」以外の政府サービス生産者	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配がないこと

「社会保障基金」とは、従来、「準公務」または「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業について、公的部門に係る格付けの見直しを踏まえ、平成23年表において、新たに設けた区分である。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

「政府サービス生産者」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、次の2つのサービスが含まれている。

集合的サービス	防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税収や他の政府収入によって賄われる。
個別的サービス	教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

産業連関表では、分析の用に供するため、「政府サービス生産者」を下記の要件によって「公務」及び「準公務」に区分し、「公務」をさらに「公務（中央）」と「公務（地方）」に分類している。

公務	「産業」に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動または独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス
準公務	<p>原則として、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格または料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動または独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。</p> <p>具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格または料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。</p> <p>なお、次の①、②に掲げるような条件を満たす場合には、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」に格付けることができることとしている（例えば「下水道」「水運施設管理」）。</p> <p>① 投入・産出構造が「公務（中央）」または「公務（地方）」と著しく異なっていること</p> <p>② 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること</p>

（エ） 政府及び対家計民間非営利団体の活動

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動については、一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いを行っている。

① 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の国内生産額は、経費総額をもって計測するため、営業余剰は計上しない。

② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集会的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府集会的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」または「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

4 産業連関表の基本的構造

（1） 価格の評価方法

「実際価格」による「生産者価格」評価で作表した。

投入額・産出額をすべて生産者価格で評価し、生産者から消費者に至る間に上積みされる各財の商業マージン及び運賃は、それらの財を消費する列部門の商業部門及び運輸部門から一括投入する形をとっている。

実際価格	実際に行われた取引が行われた価格で評価する方法
統一価格	取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」という課題を別途解決しなければならないためである。

生産者価格	生産者が出荷価格で評価する方法 流通経費である「商業マージン」や「国内貨物運賃」を含まない。
購入者価格	取引の最終段階における価格で評価する方法 流通経費である「商業マージン」や「国内貨物運賃」を含む。

購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

しかし、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とは言えない。

そこで、できるだけ安定的な投入係数や逆行列係数を作成するため、生産者価格評価表を作成している。

(2) 消費税の取扱い

各取引額については、消費税を含む「グロス表示」で計上した。

「グロス表示」とは、実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて表示することをいう。

消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が蓄積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものとして計算される仕組みになっている。そのため、消費税をどのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方があり得る。

産業連関表においては、実際の取引額の大きさを読み取ることができるという長所などから、消費税の導入以来、流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法（税込表）を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

(3) 移輸入の取扱い

原則、輸入については「競争輸入型」、移入については「競争移入型」で作表した。

中間需要部門や最終需要部門の数値については、県産品の投入・産出、輸入品及び他都道府県産品の投入・産出を区別せず、まとめて計上した。

競争輸入型	国産品の投入・産出と輸入品の投入・産出をまとめて計上する形。
非競争輸入型	国産品と輸入品を区別して計上する形。

小麦、大豆等の重要な輸入品については、生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、正確には、「競争・非競争混合輸入型」といえる。

競争移入型	県産品と他都道府県産品を区別せずに、同一のセルにまとめて計上する形。
-------	------------------------------------

非競争移入型	県産品と他都道府県産品に区別して、生産地別（供給地別）に分けて計上する形。
--------	---------------------------------------

（４）輸出入品の価格評価

輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はC I F価格の評価、普通貿易の輸出はF O B価格の評価で計上した。

輸入⇒C I F 価格 Cost Insurance and Freight	国際貨物運賃・保険料を含む価格。
---	------------------

産業連関表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。行部門の県内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

輸出⇒F O B 価格 Free on Board	本船渡し 工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格
------------------------------	--

5 県内生産額

（１）コントロール・トータルズ（C T）

部門別の県内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、最初に推計される計数であり、原則として、当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって推計した。また、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額を推計した。

部門別の県内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計を行う。そのため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまで影響し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で、生産額はコントロール・トータルズ（Control Totals）、略してC Tとも言われている。

（２）生産額の価格評価

「生産者価格評価表」における県内生産額の価格は「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。

財	細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で推計する。 製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格とする。本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税を含み、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上する。
---	--

	<p>林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。その際の実地から市場までの運賃は「コスト運賃」として県内生産額に上乗せする。</p>
製造小売業	<p>製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の県内生産額に計上する。</p>
中古品	<p>中古品の価額は県内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の県内生産額に計上する。</p>
中古の建築物	<p>中古の建築物の価額は県内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の県内生産額に計上する。</p> <p>なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の県内生産額に計上する。</p>
サービス	<p>サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。</p> <p>サービスは、ソフトウェア業、映像情報制作・配給業、新聞、出版、その他の対事業所サービス及び写真業を除き、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、原則として生産者価格と購入者価格が同額となる。</p>
商業	<p>商業部門の県内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」に相当する額も含まれる。</p>
帰属計算を行う金融、保険、社会資本に係る資本減耗引当及び住宅賃貸料	<p>帰属計算による額とする。</p>
非営利活動 (政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動)	<p>商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常のものであるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供するサービスのように、無償または著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。</p> <p>産業連関表では生産額を、原則として、必要な経費の総額によるものとする。</p>
自家生産・自家消費品	<p>生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、県内生産額として計上しない。</p> <p>しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、市中の製品価格を基準として生産額を計上する。</p> <p>また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「産業」として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。</p>

委託生産の扱い	<p>産業連関表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の1つである経済センサスー活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。</p> <p>一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあっては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額－売上原価＝商業マージン額」で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。</p> <p>その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出を計上できなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。</p> <p>そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ生産額を推計している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> $\text{生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$ </div> <p>この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。</p>
屑・副産物	<p>原則として「マイナス投入方式」によって処理する。屑・副産物の発生額、投入額は競合部門に計上、生産額は相殺されるため、計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する。</p>
プラントエンジニアリング業	<p>「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。</p>
半製品・仕掛品の在庫増減	<p>原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。</p>
間接税	<p>財の生産段階で課せられる税は直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は商業部門の生産額に含める。なお、消費税は個々の取引の価格評価に含める。</p>
土地の取引	<p>土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを当該部門の県内生産額に計上する。</p>

(3) 県内概念

県内生産額の範囲は、いわゆる「県内概念」によって規定される。

「県内概念」とは、埼玉県内において行われた生産活動に限定され、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

【県内概念の例】

一般的に、鉱工業の生産活動は、特定地域に所在する事業所内において行われるため、その事業所の生産額を計上する。

農林水産業、建設業、商業、運輸、通信やサービスなどは、事業所の所在地にかかわらず地理的な境界線を越えて、他の地域で生産活動を行うことが多く、さらに資料上の制約から、実際には、生産「地域」をめぐってさまざまな概念が混在している。

貨物輸送	輸送活動をしている道路や鉄道上に計上するのではなく、貨物を集荷した事業所が県内にあれば、その売り上げを計上する（事業所主義）。
鉄道旅客	県内における「輸送旅客数×走行キロメートル」の合計で事業収入を按分したものを県内生産額とする（鉄道線路上に生産額を計上するという概念）。
建設	建設会社の所在地ではなく、建設活動を行っている現場が県内にあれば、生産額を計上。

(4) 生産額の重複計算

(ア) 同一基本分類内

生産額の推計に当たっては、まず細品目分類（約3,298分類）ごとに生産額を推計し、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の生産額を推計している。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されているような場合には、その原材料の部分の生産額は、重複して計上されている。

〔県内生産額の重複計算のイメージ〕

基本分類：3411-021 電気音響機器

電気音響機器	17,794 百万円
電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	24,261 百万円
半製品・仕掛品	365 百万円

42,420 百万円

(注) 完成品 17,794 百万円の中には、部分品や半製品が含まれているが、基本分類ベースで見ると、この分が重複計算され、42,420 百万円の県内生産額になる。

(イ) 基本分類をまたぐ場合の重複

基本分類をまたぐ場合も同様である。

例えば、自動車に関する生産額については、完成品はもとより、車体及びエンジン等の部品についても、それぞれ異なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の生産額の中には、他の基本分類において既に計上されている部品の生産額も含まれている。つまり、

自動車部品の生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

(ウ) 部門の統合による重複

生産額の実重複計算は、部門を統合することでも発生する。しかし、部門分類を統合した場合、生産額の実重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、産業連関表全体として生産額が変化するわけではない。

【統合前】

	A	B	C	D	消費	CT
A		10				10
B			20			20
C				30		30
D					40	40
粗付加 価値	10	10	10	10		
CT	10	20	30	40		

【部門AとB、部門CとDをそれぞれ統合】

	I	II	消費	CT
I	10	20		30
II		30	40	70
粗付加 価値	20	20		
CT	30	70		

6 内生部門及び最終需要の取引の計上方法

(1) 内生部門

産業連関表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、産業連関表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

(2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも内生部門の取引額としては計上せず、すべて

最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。ただし、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみを対象としている。

① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

③ 土木迂回

橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

⑤ 自衛隊が購入した武器等

各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

（3）在庫

在庫は、産業連関表において1年間の変動分を「在庫純増」として計上する。

「在庫純増」とは、対象年次（平成23年末）の在庫から対象年次の前年末（平成22年末）の在庫を差し引いた変動分（対象年次末残高－対象年次の前年末残高）をいう。

生産者製品在庫純増	対象年次に生産された製品のうち、販売または出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかった製品についての増減を計上している。	①
半製品・仕掛品在庫純増	対象年次の生産活動としては、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売または出荷がされないものについての増減を計上している。	②
流通在庫純増	対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を計上している。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門との交点に計上している。	③④
原材料在庫純増	対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を計上している。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売または出荷前の部門）との交点に計上している。	⑤⑥

【「在庫純増」計上の例】

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の発生例

		中間 需要	最終需要			
			生産者製品 在庫純増	半製品・仕掛 品在庫純増	流通在庫純増 (注1)	原材料在庫 純増 (注2)
中 間 投 入	素材	国産			③	⑤
		輸入		(注3)	④	⑥
	木製家具		①	②		
	商業					
	………					

- (注1) 商業部門が仕入れた流通在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「流通在庫」との交点に計上する(③、④)。
- (注2) 「木製家具製造業」が仕入れた原材料在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「原材料在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。
- (注3) 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

7 特殊な扱いをする部門

(1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

産業連関表は、部門間の取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動(特に財の取引活動)は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われる。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常に分かりにくいものとなる。

例えばA部門が生産した商品をB部門が購入した商品取引について、A部門から運輸部門を経由して商業部門に販売され、再び運輸部門を経由してB部門に販売されたとする。取引の流れを忠実に記録すれば、図1のようになり、AとBの取引関係が読み取れなくなる。

そこで、産業連関表では、商業・運輸部門を経由することなく部門間(例えばA部門とB部門)の直接取引が行われたように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上する。図2のように、生産者価格評価表では、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の部門(B)と商業及び運輸の交点にそれぞれ一括計上する。

【図1】取引の流れをそのまま表示した場合

	A	B	商業	運輸	最終需要	国内生産額
A			100			
B						
商業		130				
運輸		10	10			
粗付加 価値額						
国内生 産額						

【図2】産業連関表での表章方法（生産者価格評価表）

	A	B	商業	運輸	最終需要	国内生産額
A		100				
B						
商業		20				
運輸		20				
粗付加 価値額						
国内生 産額						

（2）コスト商業とコスト運賃

通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらの経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」とよばれ、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

（ア）コスト商業の例

中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。具体的には、家計における中古車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

この場合、中古品自体は生産物ではないので産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動であるため、その取引マージンのみを計上する。

【家計が新車を購入した場合】

		家計消費	
自動車		250	
商業		50	

商業マージン

【家計が中古車を購入した場合】

		家計消費	
自動車			
商業		50	

コスト商業

(イ) コスト運賃の例

(7) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費

- | |
|---|
| ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場または卸売市場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用。 |
| ② 鉄鋼や船舶のように大規模工場内において、原材料や半製品等を次の生産工程に移動させるために要した費用。 |
| ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用。 |

(4) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などに係る輸送費用

① 引越荷物、旅行手荷物については、引越や旅行をする者の荷物について場所の移動を行うだけであり、これら荷物そのものが取引されているわけではないことから、当該荷物の価額自体は産業連関表には計上されず、その輸送費用が、引越や旅行をする者のコスト運賃となる。

「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅なり友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気記録物の受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

② 中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱っている。

③ 自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運

輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

（３）屑及び副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは処理経費がかかることにより負荷財）に分けられる。対象とするのは、有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物を対応させる必要がある。そのため、屑及び副産物については特殊な扱いが必要となる。

その取扱い方式として、一括方式、トランスファー方式、マイナス投入方式（ストーン方式）、分離方式の４つの方法がある。我が国では、原則として、「マイナス投入方式」によって処理し、「一括方式」及び「トランスファー方式」も部分的に採用している。

「石油化学部門が主生産物として合成樹脂原料を 100 単位、副産物として L P G を 10 単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、L P G を家計にそれぞれ販売している場合」を例とすると、「マイナス投入方式」、「一括方式」及び「トランスファー方式」の表章方法は次のようになる。

（ア）マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式では、石油化学部門の生産は合成樹脂原料の（100）であるが、副産物として発生した L P G（10）を、L P G 部門からマイナス投入（つまり販売）したこととする。L P G 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）である石油化学部門にマイナス、消費部門（列）である家計消費部門にプラスが計上され、副産物である L P G の生産は相殺されてゼロになる。

この方式では、石油化学部門で発生した L P G は、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないこととなる。この方式は、提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。この表形式をとると、「屑・副産物」別に発生源と投入先を捉えることが可能となる。

また、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要は L P G の供給を増加させ、結果として L P G 部門の生産を抑制することとなるが、L P G に対する需要は、石油化学部門の副産物の L P G ではなく、専門の L P G に対する需要分のみが波及計算の対象となり、石油化学の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

この方式によれば、副産物としての L P G が専門としての L P G よりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、樹脂原料に対する需要が大きく、L P G に対する需要が小さい場合には、L P G 部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

また、鉄屑、非鉄金属屑など、生産がゼロの部門では、輸入係数（国内需要に対する輸入割合）が 1 を超えたり、計算不能になったりといった問題が生じることがある。

【マイナス方式(ストーン方式)の表章形式】

	石油化学	合成樹脂	L P G	家計消費	生産額
石油化学	—	100	—	—	100
L P G	-10	—	—	10	(0)
生産額	100	—	(0)		

(イ) 一括方式

主生産物の合成樹脂原料と副産物のL P Gとを区別せずに、一括して、石油化学部門の生産額を、樹脂原料(100)+L P G(10)=110として計上する考え方である。家計部門に販売されたL P G(10)は、表上は、石油化学の販売として記録される。

石油化学部門におけるL P Gの生産は、L P G部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」、果実部門の「果樹の植物成長」等が一括方式によって処理されている。

【一括方式の表章形式】

	石油化学	合成樹脂	L P G	家計消費	生産額
石油化学	—	100	—	10	110
L P G	—	—	—	—	—
生産額	110	—	—		

(ウ) トランスファー方式

石油化学部門の副産物であるL P G(10)を、いったんL P G部門に産出し(トランスファー)、L P G部門を経由して家計消費に産出させる方式である。

石油化学部門で発生したL P Gは、石油化学部門にもL P G部門にも国内生産額として計上されることとなる。

この方式は、分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要は、L P Gに対して影響を及ぼさないが、L P Gに対する需要は、石油化学部門の生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。

我が国の取引基本表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの扱いとなっている。

【トランスファー方式の表章形式】

	石油化学	合成樹脂	L P G	家計消費	生産額
石油化学	—	100	10	—	110
L P G	—	—	—	10	(10)
生産額	110	—	(10)		

(4) 再生資源回収・加工処理部門の取扱い

「再生資源回収・加工処理」部門で取り扱うものは、屑・副産物のうち有価財に限るものとした。しかし、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定することとしている。

平成23年(2011年)表では、再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。

(5) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 金融仲介サービス

金融部門の活動は、次の2つに大別できる。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務
- ② 送金業務や有価証券の売買等

このうち、②に伴う手数料収入については、純粋にサービスの提供に対する対価といえる。

①に伴ういわゆる「利ざや」に関しても、従前から、金融部門が資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスの対価であるとみなして、生産額に含めてきた。

帰属利子方式により、生産額について、

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

として計算した上で、産出先については、中間需要部門(産業部門)に限定し、貸出残高に応じて配分していた。これは、金融仲介サービスを受けるのは、貸付を受ける企業であるとみなし、金額の全てを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。また、この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない等のメリットがあった。

しかし、帰属利子方式では、家計なども資金の借り手になっている経済の実態に沿っていない、金融サービスの輸出を計上できずGDPを過小評価することになるなどの課題があった。

そこで、平成23年表では、93SNAで提唱された概念である「FISIM」(Financial Intermediation Services Indirectly Measured: 間接的に計測される金融仲介サービス)を新たに採用した。FISIMでは、生産額を次のように計算する。

$$〔 \text{生産額} = \text{借り手側FISIM} + \text{貸し手側FISIM} 〕$$

$$\text{借り手側FISIM} = \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利子率} - \text{参照利子率})$$

$$\text{貸し手側FISIM} = \text{預金残高総額} \times (\text{参照利子率} - \text{調達利子率})$$

$$\text{運用利子率} = \text{貸出金受取利息総額} \div \text{貸出残高総額}$$

$$\text{調達利子率} = \text{預金支払利息総額} \div \text{預金残高総額}$$

$$\text{参照利子率} = \text{参照利子率算出用利息総額} \div \text{参照利子率算出用残高総額}$$

FISIM方式の導入により、産出額は、サービスの需要者の実態に沿って、最終需要にも計上されることになる。

従前は、自動車ローンや教育ローン等家計への貸出であっても家計へ産出できず分類不明に産出していたが、平成23年表では家計に産出できるようになった。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

ウ 政府の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗等引当」に計上している。

したがって、これらの部門の生産額は、費用額合計＋社会資本減耗等引当（帰属計算分）となる。

エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

実際に家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅については、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとし、市中賃貸料で評価した上、原則として全額を家計に産出している。

ただし、介護保険を利用した住宅改修費については、政府消費支出に産出している。

（6）仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、係数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

(ア) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いこともあり、これらを生産する各部門は、当該品目を「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

【事務用品部門を設けない場合】

	A部門		国内生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆	5		(5)
ノート	5		(5)
付加価値	40		
国内生産額	100		

【事務用品部門を設けた場合】

	A部門	事務用品	国内生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆		5	(5)
ノート		5	(5)
事務用品	10		(10)
付加価値	40	0	
国内生産額	100	10	

(イ) 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、梱包活動、社員教育、研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離して投入構造を推計することは難しい。このような事情もあり、現在では、自家輸送のみを部門として設けている。

表章形式は、自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入額の推計は、内生部門のみである。

なお、自家活動部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、その分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

【自家輸送部門を設けない場合】

	A 部門		国内生産額
原料 1	25	〔うち原材料 5 輸送用 10〕	
原料 2	20		
石油	15		(15)
付加価値	40		
国内生産額	100		

【自家輸送部門を設けた場合】

	A 部門	自家輸送	国内生産額
原料 1	25		
原料 2	20		
石油	5	10	(15)
自家輸送	10		(10)
付加価値	40		
国内生産額	100	(10)	

(ウ) 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在するので処理できる。しかし、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、これらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けして処理している。

(7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

現在、物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、国の産業連関表に準じて、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱っている。

【使用者主義】

所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

	A 部門		
機械修理	(1 5)		
営業余剰	(6 5)		
資本減耗引当	(2 0)		
国内生産額	(1 0 0)		

【所有者主義】

実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃借料収入の総額が物品賃借部門の生産額となり各生産部門は物品賃借料（支払）を物品賃借部門からの中間投入として計上する。

	A 部門	物品賃借業	
機械修理		1 5	
物品賃借業	1 0 0		
雇用者所得		5 0	
営業余剰		1 5	
資本減耗引当		2 0	
国内生産額		1 0 0	

(8) 分類不明

産業連関表において「分類不明」は、いずれの部門にも属さない取引活動を計上するものであり、また、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

(9) 雇用者所得の定義・範囲

埼玉県産業連関表で表されている雇用者所得は、原則、県内の事業所で従事する者に対して発生した雇用者の所得を指す。したがって、県内居住者が県外の事業所で従事している者の所得は含まない。

8 平成17年(2005年)表からの変更点

(1) 部門分類の変更

原則として、国の産業連関表の部門分類の変更に合わせている。

関係部門		区分	変更の概要
部門名	コード等		
海面漁業	0171-01	基本分類の統合・名称変更	列部門の「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を統合し、名称を「海面漁業」とした。
その他の鉱物	0639-09	基本分類の統合・名称変更	列部門の「窒素原料鉱物」及び「その他の非鉄金属鉱物」を統合し、名称を「その他の鉱物」とした。
動植物油脂	1117-04	基本分類の統合・名称変更	列部門の「植物油脂」及び「動物油脂」を統合し、名称を「動植物油脂」とした。
その他の繊維工業製品	1519-09	基本分類の統合	列部門の「鋼・網」を「その他の繊維工業製品」に統合した。
その他の繊維既製品	1529-09	基本分類の統合	列部門の「繊維製衛生材料」を「その他の繊維既製品」に統合した。
家具・装備品	統合小分類 1621	再編	行部門及び列部門の「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」を「木製家具」、「金属製家具」及び「その他の家具・装備品」に再編した。
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081-01	基本分類の統合・名称変更	列部門の「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、名称を「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とした。
ゴム製・プラスチック製履物	2229-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」を統合し、名称を「ゴム製・プラスチック製履物」とした。
その他のはん用機械	2919-09	再編	列部門の「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」以外の部分及び「その他の一般機械器具及び部品」を統合し、名称を「その他のはん用機械」とした。 行部門は「動力伝導装置」及び「他に分類されな

			いはん用機械」とした。
生活関連産業用機械	3014-01	再編	列部門の「食品機械・同装置」、「製材・木材加工・合板機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」及び「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」を統合し、名称を「生活関連産業用機械」とした。行部門は従前どおり「食品機械・同装置」、「木材加工機械」（名称変更）、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」とし、「包装・荷造機械」を新設した。
鑄造装置・プラスチック加工機械	3015-02	分割特掲	列部門の「その他の特殊産業用機械」に含まれていた「鑄造装置」及び「プラスチック加工機械」を統合し、名称を「鑄造装置・プラスチック加工機械」とした。
その他の生産用機械	3019-09	再編	「その他の特殊産業用機械」に含まれていた行部門「その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割し、行部門、列部門ともに「その他の生産用機械」を新設した。
計測機器	3113-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、名称を「計測機器」とした。
光学機械・レンズ	3115-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「カメラ」と「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」以外を統合し、名称を「光学機械・レンズ」とした。
電子回路	3299-02	分割特掲	行部門及び列部門の「その他の電子部品」に含まれていた「プリント回路」を分割特掲し、名称を「電子回路」とした。
その他の電子部品	3299-09	内容変更	前記「電子回路」のとおり、行部門及び列部門の「その他の電子部品」から「電子回路」を分割し特掲した。 行部門及び列部門の「その他の電気機械器具」に含まれていた「シリコンウエハ（表面研磨したもの）」を「その他の電子部品」に移動した。
トラック・バス・その他の自動車	3521-01	基本分類の統合	行部門及び列部門の「自動車車体」について、乗用車及びバスの車体のみを製造する事業所はなく、トラックの運転台及び荷台は完成車として扱う方が事態に近いとため、「トラック・バス・その他の自動車」へ統合、従来の「自動車車体」を削除した。

その他の製造工業品	3919-09	内容変更	行部門及び列部門の「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」を本部門に統合する。
小売	5112-01	内容変更	「持ち帰り・配達飲食サービス」に該当する部分を「飲食サービス」に移動する。
金融	5311-01	内容変更・行部門名称変更	「帰属利子」方式を改め「F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入し、行部門の名称を「公的金融（F I S I M）」及び「民間金融（F I S I M）」とした。
運輸・郵便	統合大分類 57	内容変更・名称変更	統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を、統合大分類「運輸」に移し、名称を「運輸・郵便」とした。
映像・音声・文字情報制作業	5951-01	再編	行部門及び列部門の「映像情報制作・配給業」、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を統合し、名称を「映像・音声・文字情報制作業」とした。
医療	統合小分類 6411	再編	「医療（国公立）」、「医療（公益法人等）」及び「医療（医療法人等）」を「医療（入院診療）」、「医療（入院外診療）」、「医療（歯科診療）」、「医療（調剤）」及び「医療（その他の医療サービス）」に再編した。
社会保険事業★★	6431-01	基本分類の統合・名称変更	行部門及び列部門の「社会保険事業（国公立）★」と「社会保険事業（非営利）★」を統合し、名称を「社会保険事業★★」とした。
警備業	6699-05	分割特掲	行部門及び列部門の「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」を分割し特掲した。
その他の対事業所サービス	6699-09	再編	前記「警備業」について「その他の対事業所サービス」から分割し特掲した。 「ニュース供給・興信所」に含まれていた「興信所」を統合した。 本部門に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を「映像・音声・文字情報制作業」に統合する。
飲食サービス	6721-01	基本分類の統	行部門及び列部門の「一般飲食店（除喫茶店）」、

		合・名称変更	「喫茶店」、「遊興飲食店」を統合した上、「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」についても当部門の範囲とし、名称を「飲食サービス」とした。
調整項	7711-00	輸出計の範囲外に変更	「調整項」は、輸出品の県内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、従前、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていたが、あくまで県内取引に関する金額を計上する部門であるため「県内需要合計」に含まれる部門とする。

(2) その他の変更点

資本減耗引当	平成17年表では簿価評価であったが、平成23年表では時価評価に部門定義が変更されている。
--------	--